

工業化と土地買い上げ過程における

牧畜農家の利益衝突——中国内モンゴルの事例より

楊 常宝

はじめに

本稿は中国の内モンゴル自治区（以下、内モンゴル）の牧畜草原地域における牧畜農家に焦点を当てて、工業化と土地買い上げ過程をめぐる各利益集団の権益闘争の実態とその要因を牧畜農家の視点から論じるものである。

何百年にもわたり、内モンゴルの大草原は遊牧という経営方式をもってモンゴル人の伝統的文化を支える重要な役割を果たしてきた。しかし、この数十年来、グローバル化と工業化の影響により、人々は草原に目を向けるようになり、主にそこにある地下資源の開発の関心を向け始めた。



牧畜草原地帯には経済的価値、生態的価値と空間的価値といった三つの価値がある。経済的価値はいうまでもなく経済利益を生み出すかどうかであり、生態的価値は環境保全を考慮したものである。一方、空間的価値はそこに生きる人々の生活や生計を支えるものとしての価値であり、文化的価値も含む。この三つの異なる価値はそれぞれ違う利益関係者と対応している。このなかで、ひとつの価値が追求されると、この三者の関係にも大きな変化が起きる。内モンゴルの牧畜草原地域における工業化と土地買い上げをめぐっては、経済的価値がまず優先され、したがって生態的価値と現地住民の生存発展のための空間的価値が無視さ

れてしまい、こうした変化はそこに生きる農牧民に対して特に影響が大きい。

多くの実践と研究により実証されたことではあるが、内モンゴルの牧畜草原地帯は豊富な地下資源が埋蔵されていると同時に、草原生態系が破壊されやすいという特徴をもっている。

現在、内モンゴルの九〇%以上のエネルギー資源、八五%以上の工業原料と四五%以上の水資源は工業に使用されており、豊富な天然資源は内モンゴル経済の飛躍的発展の原動力となっているといわれている。⁽²⁾二〇一一年末現在、内モンゴルでは鉱物資源の採掘は一九一五カ所存在しており、そのうち石炭などのエネルギー資源の採掘地が五八四カ所、金属鉱物資源採掘地が九五九カ所、非金属類の採掘地が三七二カ所ある。⁽³⁾

地下資源が豊富に埋蔵されているゆえに、経済発展を最優先とする中国にとつては内モンゴルの牧畜草原地域が開発のターゲットとなったわけであり、いわゆる西部大開発政策はその典型的な表れといえよう。西部大開発政策が実施されて以来、特に二〇〇二年以降の内モンゴル経済は、GDP成長率では常に一〇%を超え続け八年連続で全国一位に輝いた。中国や内モンゴルの官庁による報告をみると、西部の一二の省市自治区の中でも、内モンゴルの経済発展がもっとも速いものであり、全国の平均水準をはるか

に超えている。すなわち、地下資源に依存する工業発展は内モンゴルの経済発展に大きな貢献をしたといえる。

他方で、内モンゴルの牧畜草原地域には草原生態系が破壊されやすいという特徴からみると、草原生態系は一旦破壊されると、それが数百年にもわたって続いてきたモンゴルの遊牧という生計方式が基盤を失い、それゆえに民族文化の存続が危機的状態に陥ることになる。したがって問題となるのは、牧畜草原地域に生きる現地住民と開発業者、ならびに地方政府関係者との矛盾が表面化し、それが民族問題とも関連しているため、深刻な社会問題化する可能性をはらんでいる。

周知のとおり、中国における社会矛盾の拡大、生態環境の悪化などは大きな問題であり、さらに少数民族地域の場合、開発による社会変容が文化の継承にも影響を及ぼしている。中国政府も「和諧」社会の実現というスローガンのもと、どのように経済発展とのバランスを保つていくのか、という課題に直面している。鉱物資源開発の場合も、いかにして資源開発と地域住民の生産と生活の持続的発展を実現していくのが重要であり、この点は今日の内モンゴルにおける社会環境を考えるうえで避けて通れない。

こうした内モンゴル草原における資源開発と「和諧」社会建設との関係を実証するために、資源開発が与える内モンゴルの牧畜地域の社会、経済、文化、生態などの面にお

ける変容過程を明らかにしたいという目的をもって、筆者は二〇一二年から二〇一八年まで数回にわたって内モンゴルの包頭市の達爾罕茂明安聯合旗（本稿ではダモ旗と略する）において現地調査を行った。

本研究で取り上げる研究対象地はダモ旗の鉱物資源開発企業C社と、土地買い上げにかかわるA鎮のB嘎查（ガチャ）であり、B嘎查の二六世帯の農牧民を事例とする。

経済発展を最優先にし、それに翻弄されつつある中国の少数民族の社会生活や生産経営、ならびに文化への変容実態をフィールド調査に基づき考察することは、中国のみならず、「世界システム」に組み込まれたマイノリティという世界全体が抱える難題の一例である。本稿のテーマは、経済開発の裏に隠されている社会の最底辺に生きる人々が、内モンゴルの牧畜地域の鉱物資源開発によって土地を失っていく実態とその過程にかかわる各利益集団の権益闘争を牧畜農家の視点から明らかにすることである。

内モンゴルの鉱物資源開発に関する先行研究としては管見ながら以下のようなものがある。二〇世紀の初頭から、欧米や日本などの先進国や地域では多くの学者は内モンゴルの牧畜草原地域に関心をもち、研究を始めた。たとえば、拉鉄摩爾の『中国的亜州内陸辺境』、今西錦司の『遊牧論』と梅棹忠夫の『モンゴル研究』などがあり、それ以降、特に日本では小長谷有紀（人類学）、杉山正明（歴史

学）、二木博史（歴史学）、中見立夫（言語文化学）など多くの研究者がモンゴルに関心をもち、モンゴル研究がなされてきた。言うまでもなく、中国におけるモンゴル研究は枚挙に遑がないほどで、多くの研究成果が出されてきた。

こうした研究は基本的に経済学、人類学、歴史学、生態学などの視点から考察したものであるものの、一九八〇年代までのモンゴル研究には、牧畜草原地域における工業化と土地買い上げについての問題意識はほとんど見られない。

内モンゴルにおける工業化と土地買い上げに関する研究は主に一九九〇年代から始まったもので、こうした研究は大きく分けて、自然科学と社会科学の両分野に分けることができる。中国では、自然科学分野における研究は主に資源開発過程における技術革新をいかに達成するか、または経済利益をいかに拡大できるか、などの点から試みている。一方、社会科学分野においては、社会経済の発展の面だけではなく、文化継承と生態環境保全といった点で特徴がみられる。こうした研究は中国ではモンゴル学、民族学、社会学、経済学、政治学、法学などの分野において進められており、内容的に補償金問題、生態環境保護と持続的発展などが含まれている。

これらの研究は多くの研究成果を上げているものの、内モンゴルの牧畜農家を研究対象として、工業化と土地買い上げをめぐる各利益集団の権益闘争を牧畜農家の視点から

論じた研究は少ない。この点で、本稿は既往研究における空白を補うという研究の意義をもつものと考えている。

一 調査地の概況

(一) ダモール旗における工業化発展戦略の提出

包頭市のダモール旗(図1)は中国内モンゴルの中北部に位置し、長い間、自然的、地理的、歴史的要因により経済発展が遅れた地域であり、農牧業を主要な産業としてきた。この地域に本格的な工業生産が行われるようになるのは改革開放後のことである。とは言うものの、一九九七年までは、農牧業がダモール旗の主導的な産業であった。一九九八年になると工業生産額は初めて第一次産業の生産額を¹⁰⁾超え、さらに二〇〇四年以降その成長が著しくなる。

ダモール旗の経済発展におけるこのような変容は、明らかに地下資源開発によるものである。ダモール旗は鉱物資源が豊富であり、現在まで三二種類の鉱物資源の存在が確認されている。そのなかでもレアアース(稀土)、石炭、リン(燐)、金、銅、鉄鉱石などが有名で、すでに資源採掘権が認められている採掘地は八八カ所にのぼる。¹¹⁾

こうした、鉱物資源の開発が急速に進められるにつれ、旗内では鉱物資源採掘の産業ネットワークが形成され、現

に鉄鋼産業関連企業が四二を数える。つまり、ダモール旗における従来の産業構造はすでに大きく変貌し、工業が経済発展を支えるようになっていく。このことは二〇一〇年に、ダモール旗の工業生産額が二〇〇億元に達したことから¹²⁾わかる。

実際、こうした工業発展重視の背景にあるのは国家戦略そのものである。その始まりは二〇〇〇年から始まる西部大開発政策であり、その後、二〇〇二年にダモール旗政府は「工業立旗、三産推動」と呼ばれる工業発展戦略を提起したのである。このような政策により、二〇〇四年にダモール旗内に立地するC社(鉱物資源開発企業)が工業開発のためにA鎮のB嘎查(図1)の牧畜農家二六世帯の六一三七ヘクタールの牧草地を買い上げた。

本研究の調査対象であるC社はダモール旗の経済発展を支える重要な企業のひとつである。C社は二〇〇四年に創設され、総面積六五・六平方キロメートルで、従業員一六〇〇人を擁し、二〇一一年の工業生産額は二五・九億元に上り、ダモール旗政府に四・五八億元もの税金を納付した。¹³⁾

(二) 調査地の概況

A鎮(図1)は包頭市ダモール旗の西部に位置し、現在B嘎查を含む七つの村から成り立っている。A鎮の総面積は二四九一平方キロメートル、牧草地面積二・三二万ヘク

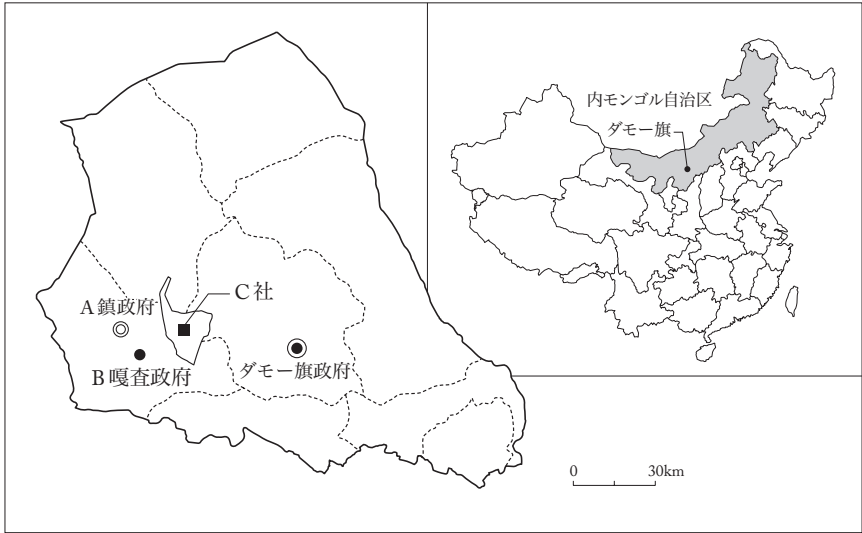


図1 ダモー旗A鎮（鎮政府所在地）、B嘎查及び開発企業C社の所在地

タール、総世帯数一三三三世帯、総人口三五四四人、そのうち、牧民一二一六世帯（三一九六人）、モンゴル族が一九八七人と全鎮牧業人口の六二%を占めている（二〇一三年現在^①）。B嘎查には七二の牧畜拠点があり、総面積五万ヘクタール、牧草地面積四・二六万ヘクタール、総世帯数二七三戸、総人口七六三人である^②。

A鎮では、すでに五種類の鉱物資源が発見されており、その内訳は非金属鉱物資源が三種、金属鉱物資源が二種で、具体的には鉄鉱石、グラファイト、大理石、マンガン鉱石、燐鉱石である。A鎮のB嘎查の土地を買い上げ、工業化を進めるC社は年間一五〇〇万トンもの鉱石と四四〇万トンの鉄精粉を採掘している^③。

二 現地調査に見る牧畜農家の工業化と土地買い上げをめぐる陳情活動

(一) ダモー旗における調査対象牧畜農家概況

先に述べた通り、筆者は二〇一二年から二〇一八年にかけて内モンゴルのダモー旗のA鎮のB嘎查において、鉱物資源開発企業であるC社が約六一三七ヘクタールの草原を買い上げた経緯について、二六の牧畜農家への聴き取りも含めて現地調査を行った。調査方法は各世帯の世帯主に面

表1 土地買い上げ対象となったB嘎查の牧畜農家の状況

調査対象者	年齢	性別	民族	草原面積 (ha)	土地補償費と 転業補償費(元)	現在の居住地
牧畜農家1	59	男性	漢族	75	144,202.50	鉅産地区
牧畜農家2	56	男性	漢族	653	1,256,164.00	鉅産地区
牧畜農家3	62	男性	モンゴル族	267	513,360.90	鉅産地区
牧畜農家4	57	女性	漢族	160	30,763.20	鉅産地区
牧畜農家5	68	男性	漢族	384	738,316.80	鉅産地区
牧畜農家6	58	男性	モンゴル族	228	438,375.60	旗政府所在地
牧畜農家7	74	男性	モンゴル族	350	672,945.00	旗政府所在地
牧畜農家8	65	女性	モンゴル族	540	1,038,258.00	旗政府所在地
牧畜農家9	52	男性	漢族	180	212,976.00	生態移民区
牧畜農家10	57	男性	漢族	110	211,497.00	生態移民区
牧畜農家11	70	男性	漢族	383	737,035.00	鉅産地区
牧畜農家12	63	男性	モンゴル族	267	315,914.40	鉅産地区
牧畜農家13	51	男性	漢族	108	127,785.60	鉅産地区
牧畜農家14	49	男性	漢族	75	144,202.50	鉅産地区
牧畜農家15	57	男性	モンゴル族	228	269,769.60	鉅産地区
牧畜農家16	54	男性	モンゴル族	350	672,945.00	旗政府所在地
牧畜農家17	50	男性	モンゴル族	257	303,688.00	生態移民区
牧畜農家18	57	男性	モンゴル族	270	519,129.00	生態移民区
牧畜農家19	57	男性	漢族	270	519,129.00	生態移民区
牧畜農家20	42	女性	漢族	257	303,688.00	包頭市

注：1) 牧畜農家の年齢は調査時の2013年現在のものである。

2) ここでいう「生態移民区」とは生態保護の名目で建設された農牧民移住者のための集住地。

会し、土地買い上げの経緯、土地買い上げ後の生活や生産状況、農牧民の工業化と土地買い上げをめぐる陳情などについて聞き取りし、現地住民の不満や怒りを目の当たりにした。

ここでは二六世帯の中から二〇世帯を取り上げ、表1にまとめた。聞き取り対象となった二〇世帯を代表する農牧民には以下のような特徴がある。第一に、民族構成からみれば、モンゴル族が九人と漢族が一人である。第二に、土地買い上げ後、これらの農牧民の主な行き先は鉅産地区(鎮)、旗政府所在地と生態移民区(村)という三つの地域である。ここで取り上げた二〇世帯はこの三つの地域に居住している。第三に、上記の二〇世帯の中の三世帯は土地買い上げ問題を上級政府に陳情し続けてきた、いわゆるこの二六世帯の代表者である。第四に、各世帯が収用された土地の面積は異なり、収容面積最小と最大の世帯はいずれもこの二〇世帯の中に含まれている。

(二) 陳情を誘発した土地買収の実態

B 嘎査における牧畜農家に対するヒアリングによれば、二〇〇四年一〇月に、C 社をはじめとするいくつかの企業がダモール旗の地方政府と共同で、「招商引資」（商人を招き資本を引き寄せる）という名のもとで、土地買い上げに取り掛かった。しかも、土地買い上げの際に関係文書を現地の農牧民には一切見せず、土地収用方案をも公示せずに、わずか一〇日間の短い期間で強制的に「牧草地請負契約解除協議書」にサインさせたことが、前述の牧畜農家に対する聞き取り調査でわかった。

改革開放政策の実施に伴い、B 嘎査の農牧民は一九八八年に牧草地を配分され、請負経営契約書を手に入れた。そして、一九九七年にさらにこの請負契約は政府の政策によって三〇年延長された。しかし、今回の土地請負契約の解除により、この二六世帯は土地の経営権を奪われ、その代わりに補償金をもらうことになった。

ダモール旗政府と企業の説明によると、二六世帯の農牧民に対する補償金基準は、以下の法律に基づくものと主張しており、その施行日、公布部門と名称は以下のとおりである。

(1) 一九九八年八月四日、内モンゴル自治区人民政府

「内蒙古自治区草原管理実施細則」

(2) 二〇〇〇年一月一日、内モンゴル自治区畜牧庁、物価局、財政局「内蒙古自治区草原養護費徵收管理弁法」

(3) 二〇〇〇年一〇月一五日、内モンゴル自治区人民政府「内蒙古自治区が実施する「中華人民共和国土地管理法」の弁法」

(4) 二〇〇三年一月一日、全国人民代表大会「中華人民共和国草原法」

(5) 二〇〇四年八月二八日、全国人民代表大会「中華人民共和国土地管理法」

(6) 二〇〇五年一月一日、内モンゴル自治区人民政府「内蒙古自治区草原管理条例」

これらの関連法律規程に基づき、主に土地補償費、転業（中国語では「安置」と言う）補償費、建築物と家屋補償費、「五配套」補償費（これは中国語の表現であり、世帯ごとに与えられている）といった補償金が支払われており、二〇〇五年六月三〇日まで二回に分けてこれらの補償金を農牧民に支払った。補償金の内訳は具体的に以下の通りである。

(1) 土地補償費…六一三七ヘクタール×一四七・九元／ヘクタール×八倍＝七二六万二九八・四元

(2) 転業補償費…六一三七ヘクタール×一四七・九元／ヘクタール×五倍＝四五三万八三一・五元

(3) 建築物と家屋補償費・牧草地を囲い込む柵の長さ
(メートル)×三・六元/メートル

(4) 「五配套」補償費・世帯当たり一・五万元

ここでいう「一ヘクタール当たり一四七・九元」の根拠は、政府と鉱物資源開発企業側の説明によると、一ヘクタール当たり牧草地の生産額に一ヘクタール当たり牧草地における羊の飼育生産額(連続一〇年間における測定結果による)を足したものである。

なお、「土地補償費八倍」の根拠は、政府と鉱物資源開発企業側の説明によると、「内蒙古自治区草原管理実施細則」(法律1) 第一七条に基づくものである。

第一七条 国家建設により、集団所有の草原または全民所有の草原を収用する場合は、収用側あるいは草原を使用する側が草原補償費を支払う。集団所有の草原の収用には、この草原が収用される前の五年間の平均飼養家畜の価値と年間生産する植物の価値との合計の六倍から一〇倍の草原補償費とする。全民所有の草原の収用には、…(中略)…保障費とする。

また「転業補償費が基準額の五倍」になる根拠は、政府と鉱物資源開発企業側によれば、「内蒙古自治区が実施する「中華人民共和国土地管理法」の弁法」(法律3) 第三条に基づくものとされている。

第三一条 耕地を収用され、転業を必要とされるすべて

の農業人口の転業補償費は、この耕地が収用される前の三年間の平均生産額の四から六倍である。しかし、一ヘクタール当たりの収用耕地に対する転業補償費は最高でも収用される前の三年間の年平均生産額の一五倍を超えてはならない。

また、「中華人民共和国土地管理法」(法律5) 第四七条にも「土地補償費八倍」と「転業補償費五倍」の根拠を求めることができる、と政府と鉱物資源開発企業は主張する。

第四七条 土地の収用には、収用される前の土地の用途に基づき補償金を与える。耕地に対する収用補償金には土地補償費、転業補償費及び地上の附着物と青田補償費が含まれる。耕地の収用に対する土地補償費は、耕地を収用される前の三年間の平均生産額の六から一〇倍とする。耕地の収用に対する転業補償費は、転業を必要とする農業人口数により計算する。転業を必要とする農業人口数は、収用された耕地面積を収用される前の一人当たりの耕地面積の占有量で割ったもので計算する。耕地を収用され、転業を必要とされるすべての農業人口の転業補償費は、この耕地が収用される前の三年間の平均生産額の四から六倍とする。しかし、一ヘクタール当たりの収用耕地に対する転業補償費は最高でも収用される前の三年間の平均生産額の一五倍を超えてはならない。…(略)

以上は政府側の説明である。⁽⁶⁾しかし、農牧民がこうした政府側の説明に異議をもち、草原収用に對する補償金の基準が低すぎると訴え、一〇年にも及ぶ陳情活動に乗り出した。

実は「内蒙古自治区草原管理条例」（法律6）が二〇〇五年一月一日により正式に施行された。B嘎查の農牧民に對する草原収用も二〇〇五年から始まったものであり、本来はこの条例を適應するのが妥当だと農牧民は主張している。この条例の第二五条では以下のように規程している。

第二五条 国家および自治区は公共利益の必要から、法律に基づいて草原を収用する場合、草原補償費、転業補償費と附着物補償費を義務付ける。草原補償費は草原が収用されるまでの過去五年間を対象に、飼養する家畜の価値の年平均額と、一年間に生産される商品作物額の合わせた分の一〇倍を支払うこととする。転業補償費は収用される前の五年間の年平均飼養家畜の価値と一年間に生産される商品作物を合わせた分の一〇倍から一五倍を支払うこととする。

農牧民は、この条例をもとに、「ダモール旗政府と鉦物資源開發企業が支払った草原補償費八倍と、上記の条例に規程されている一〇倍との間には大きな差があり、条例に従えばこの差額の補償金も追加すべきであり」、さらに「転業補償費五倍は、条例に規程されている一〇から一五倍に

比べ、さらに二から三倍もの差がある」と主張している。これは農牧民たちが大きな不満を抱く理由である。そこで「こうした牧草地の収用は国家建設を目的とした収用ではなく、企業と地方政府が自分たちの利益のために収用したものだ」と農牧民は捉え、陳情している。

以上の現地調査の内容を整理すると、陳情の主な理由は以下の三点にまとめられることができる。第一に、鉦物資源開發会社が二六世帯の農牧民に与えた補償金は低すぎ、これはすべての調査対象世帯に共通する点であり、「補償金が低すぎる」ために陳情しているといえる。第二に、土地収用に對する手続きが強制的で法律違反である点であり、これも多くの牧畜農家に共通するところである。第三に、会社側は当時農牧民の生活や生産上における後続問題（たとえば子供の教育問題、自分たちの就業問題、社会保障問題）を解決すると約束したにもかかわらず一切何もしてくれないことである。

また聞き取りから、牧畜農家のこうした陳情活動を阻止するために、關係部門は「社会治安を亂した罪」で逮捕し拘留した事実が判明している。

三 工業化と土地買い上げをめぐる 各利益集団の権益闘争

前節で述べたように、牧畜農家と地方政府や鉱物資源開発会社のそれぞれの主張には各自の利益が絡み合い、それが問題を引き起こしていると考えられる。

内モンゴルの牧畜草原地帯における工業化と土地買い上げ過程において、主にそこにかかわる関係利益集団である地方政府、鉱物資源開発会社と牧畜農家という三者の権益闘争が繰り広げられる(写真1は資源開発の現場である)。

(一) 工業化と土地買い上げの主導権を握る

地方政府がめざす経済的利益

地方政府は土地買い上げの権力者として、土地買い上げによってしばしば以下のようないくつかの利益獲得が可能である。

第一に、土地譲渡収益の獲得。もともとは、地方経済の発展をはかるという名目のもとに、土地買い上げを積極的に推し進めるが、実はこうした開発業者との交渉により高額な資本と利益を得ることこそがその裏に隠された誘因である。したがって、政府の土地譲渡収益と開発業者が渡す金額(土地譲渡金と補償金を含む)とが直接かわり



写真1 牧畜草原地帯における資源開発の現状

出所：現地調査にて2013年8月30日に筆者撮影。

もっている。

地方政府は経済発展という目的のために、行政的権力を利用して、開発業者からの土地譲渡金の最大化を目指す。実際に開発業者が開発のために使う予算（コスト）は限られており、もし地方政府に渡す譲渡金がこの予算を上回れば、そのぶん農牧民に渡す補償金が少なく抑えられてしまう。こうした原則に基づいて、地方政府はまず開発によってできるだけ多くの譲渡金の獲得を最優先するのである。もしくは、譲渡金以外にも税金という形で開発業者から地方政府に資金が流れることもある。つまり、結局は開発業者と地方政府は利益関係で連携してしまっているのである。

第二に、「政績」の引き上げ。都市化、工業化が急速に進められている中国において、「発展は硬道理」（発展こそ硬い道理だ）とのスローガンのもとで、地方政府の幹部たちは経済発展を最優先課題としている。いかにすれば経済発展を最短（ある幹部が在任の期間内）で迅速に行うことができるかを追求している。そこで牧畜草原地域は「地下資源が豊富」という大きなメリットを生かし、牧畜業の充実よりも資源開発にシフトするようになったわけである。そのうえ資源開発は、地方政府にとって数億元もの資金獲得となり、見方によっては地域経済の発展を積極的に促していると捉えることもできる。

こうした「政績」の追求においては、長期的で持続可能な発展や現地住民の利益などはほとんど考慮されていない。ただひたすら地方政府幹部たちの短期的利益だけを現させ、「目に見える、耳に聞こえる、手に入ることができ」形のある業績さえあれば、それで地方政府の幹部たちは「指導力のある者」とみなされ、さらに昇進できるのだ。幹部らの任期はわずか数年でしかなく、そのため農牧民の長期的利益や牧草地の持続的利用を考えようとする者が大多数である、という現状がある。

第三に、後続利益の獲得。資源開発が始まった後、開発業者は毎年地方政府に税金を納付しなければならぬ。開発業者の経営が続く限り、地方政府の管轄下にある企業は、各種の納付金を納めることになる。その名目も、正式な税以外に、工商、技術監督、環境汚染などさまざまな名目で開発企業に対して金の抛出を要求するのだ。

(二) 土地買い上げ過程における

鉱物資源開発企業の利益

開発業者の目的は一つだけである。つまり、開発にかけた投資（コスト）を最小限に抑えると同時に、利益の最大化を追求することである。

第一に、できるだけ土地補償金など補償金を減らし、支出の節約をはかることである。中国の法律では土地買い上

げについての規程は変動幅が大きく、責任の所在が不明瞭である。そのため、開発業者側はしばしば政府との交渉を通じて補償金を低く抑えようとする。本稿で取り上げた事例からみると、二〇〇四年と二〇〇五年の土地買い上げに対する補償基準は明らかに違う。土地を失った農牧民の話によると、業者側は二〇〇五年からは補償基準の引き上げという情報を知ったうえで、わざと二〇〇四年一〇月に短期間で買い上げ手続きを進めたという。これが業者側にとってはコストを抑える最大の「機会」となったわけである。

第二に、開発業者ができるだけ農牧民の家を一軒一軒回って説明し直接農牧民と交渉することを避け、その代わりに政府が矢面に立ち行政による圧力によって、土地買い上げの手続きを強制的に執行させる。仮に、開発業者が本稿で取り上げた二六世帯を一軒一軒回り、事情説明をしつつ、農牧民たちの意見を聞き、それを地方政府に報告するという「正規」の手順で進めたならば、それは大変な労力を要し、膨大な時間とコストが必要となる。そのため、開発業者は一軒一軒回ることができるだけ回避する方法を探す。そこで考えられた選択は地方政府に一定の金額を支払う、または地方政府のトップを買収するなどして、政府が矢面に立って農牧民から直接、強制的に土地買い上げを進めることである。中国では地方政府は強力な権力を所有し

ている。そもそも土地は「国家所有」という建前があり、「国家は経済建設のために土地を収用しているのだ」と地方政府が主張すれば、それに反対することは国家建設に反対したことになり、場合によっては逮捕をちらつかせながら脅すことも可能である。このようにして、短期間で、しかも効率的に土地の買い上げが行われることがある。

(三) 土地買い上げ過程における牧畜農家の利益

第一に、土地使用権の譲渡をもって土地補償金や家屋など付属品に対する補償金などの補償金をもらい、生活福祉の改善をはかることができる。そのためには、補償金の最大化の追求が求められる。

第二に、農牧民は法律規程に関する知識に欠けており、自分の法的、基本的権利を守る意識が薄いため、土地買い上げにおいてしばしば犠牲者になってしまう。

第三に、短期的な利益をもって長期的生活や生産の保障を失い、最終的に生活や生産の基盤を失い、最大の犠牲者となる。

(四) 各利益集団の権益闘争

内モンゴルの草原牧畜地域における工業化と土地買い上げ過程において、主に以上のような地方政府、開発業者と牧畜農家という三者の利益集団が絡み合い、彼らはそれぞ

れの利益を獲得するが、工業化と土地買い上げを進めるかどうか、あるいはその後の陳情活動を行うかどうか、といったことで違う立場に置かれている。

工業化と土地買い上げを進めるかどうかについて、牧畜農家には基本的に発言力がないという事実が、今回の聴き取り調査で確認された。ここで主な権限を持っているのはやはり国、すなわち地方政府である。地方政府は「国家」を代表し、その権限を利用し、「地方経済を発展させるために開発する」という名目で、自分の経済的目的や政治的目的を達成している。開発業者側からみれば、経済利益さえ獲得できるなら、あらゆる手段を使つてでもそれを実行しようとする。ここで、開発業者は地方政府と連携することが開発を順調に進めるうえで避けて通れない道であり、それゆえに牧畜農家は弱者の立場に置かれてしまう。その結果、彼らが陳情に出る事態も発生する。

工業化と土地買い上げという点で、地方政府は経済的利益や政治的利益を獲得することが可能で、開発業者も地下資源の開発をもって経済的利益を最大化できる。しかし、牧畜農家からみれば、補償金をもらえるだけで、その補償金を使い切れば、生活の場もなければ生計の基盤もなくなる。この点で牧畜農家は最大の犠牲者となり、そうした不満や不安の解消を求めて結局は陳情活動に至るのである。

四 工業化と土地買い上げをめぐる 牧畜農家の権益闘争の要因

土地買い上げ過程におけるこうした農牧民の不満や怒りの表れとしての陳情活動の要因は、以下の七点にまとめることができよう。

(一) 構造的要因

近年の中国における資源開発、とりわけ少数民族地域における地下資源開発は中国の経済政策のなかでも優先事項の一つである。経済発展を最優先とする資源開発の波に対して、政策や行政による監督体制がなかなか追いついていない。各関係主体が資源開発過程において巨大な利益を巡って衝突し、さまざまな矛盾を引き起こし、公的利益と私的利益は混在化し、法律規程も各級や各部門の指導も一貫性を欠き、そのうえそれぞれの立場や権利を主張し、いったん衝突や問題が発生すると、それぞれの関係部門は途端に責任を放棄してしまう。

(二) 各種法規の未成熟と恣意的な運用

土地の使用権と所有権に関する国家の法律規程自体が矛盾を抱えている点も指摘できる。

まず中国の最高法律である「憲法」の規程からみてみよう。現行の中国の「憲法」では、以下のように定めている。

第一〇条 都市の土地は国家所有である。農村や都市の近郊の土地は、法的に国家所有と定めたものを除いて、集団所有とする。

第一三条 公民の合法的私有財産を侵害してはならない。国家は法律規程に基づき公民の私有財産権と相続権を保護する。

これによれば、国家は土地の所有権を国家と集団に与えたものの、使用权を個人に与え、個人の土地の使用权の長期化（相続）をも強調している。しかし、このように規程したうえで、「憲法」第一〇条では第三項でさらに以下のような項が続き、補足説明をしている。

第一〇条 国家は公共利益という観点から、法律や規程に基づき公民の私的財産を徴収または収用し、その代り補償金を支払うことがある（同条第三項）。

つまり、農民（農牧民）の土地（草原を含む）の所有権は国家や集団が握っており、しかも国家や集団が「公共利益」のために農民の土地や財産を補償金で引き換えることができるということになる。そこで、いったい何が「公共利益」であるのだろうか。言ってみれば、それを決めるのは国家あるいは集団であり、農牧民には決定権がない。つまり、事実上は、国家あるいは集団に勤務するのは公務員

（幹部たち）であり、彼らが行うすべての行為は「公共利益」であるという解釈が中国ではまかり通っている。このため、国家または集団が一旦何かの開発を行おうとしたら、それを「公共利益」と名付け、農牧民の意思が反映されることは制度上必要がないのだ。農牧民の陳情が長期化し、常に失敗で終わるのは、「憲法」上彼らに発言権や意思表明の場が与えられていない、という構造が存在するからなのだ。

また、資源開発中における関係法規にもあいまいさがあり、企業と政府関係部門との責任がはっきりとされていない。中国における現行の「中華人民共和国鈹物資源法」（一九八六年三月一九日に第六回全国人民代表大会常務委員会第一五次会議を通過、二〇〇九年八月二七日改正）第三二条では以下のように規程している。

第三二条 鈹物資源を開発するときは必ず関係環境保護の法律規程を守り、環境汚染の防止に努めなければならない。その際、鈹物資源の開発のための用地は節約をすべきである。仮に耕地、草原、林地が開発によって破壊された場合、鈹物資源開発企業はその環境に合わせた土地の回復に努め、植樹または植草などの対策を講じなければならない。資源開発が住民の生産活動や生活に損失をもたらした場合、その賠償に責任をもち、必要な補助措置をとらねばならない。

これによれば、法律には一応鉱物資源開発過程における環境保護、汚染防止や補助対策などの規程が確かに存在している。しかしながらそれらの管理にあたる主管部門がどこなのか、誰が行うのかがまったく明確にされていない。

そのうえ、鉱物資源開発企業とそれを管理、監督する政府部門とが利益共同関係にあり、地域住民の基本的権益や権利の擁護が誰によっても担保されない点が根本的な問題である。⁽¹⁷⁾

中国の鉱物資源開発に関する法律と法規規程は以前から公法的な色合いが強く、開発業者の管理は主に行政管理主導となつている。したがって、行政管理には恣意性が強く、行政から開発業者に対する監督や処罰も特定の基準に欠けている。すなわち、開発企業が享受する鉱物資源開発権の制約や限界、義務や責任が不明確である。そうしたこともあり、開発業者は短期的経済利益のために、地下資源に対して略奪的開発を行い、草原生態系の保護や現地住民の生活と生産上における長期的かつ持続的発展を犠牲にすることがしばしば起こる。

現在の立法状況からみても、中国の鉱物資源開発中における環境保護や現地住民の生活と生産への補償などに関する法律や法規は決して充実しているとは言えない。たとえば、環境保護の面において、「環境保護法」と「鉱物資源法」に、「鉱物資源開発の際に、環境保護に関する法律

規程を必ず守り、環境汚染を防止しなければならない」と原則的な規程が存在するだけで、そのほかの多くの規程は国務院の各部門の規程と地方政府が公布した法律規程に見られる程度に過ぎない。

(三) 補償基準と領収金額の差額への不満

本稿の第二節(二)ですでに述べたように、草原取用に対する補償金の基準が低すぎる点は、農牧民にとって直接的に認識し易く、陳情活動の中核を占めている。牧畜農家が主張しているのは、地方政府と鉱物資源開発企業は「内蒙古自治区草原管理条例」(法律6)が修正されるといふ情報を事前に知ったうえで、草原補償費や転業補償費に関する新しい条例が施行される前にわざと土地の買い上げに乗り出したということである。⁽¹⁸⁾これは問題を引き起こしの直接な要因となった。

本稿では、ダモール旗の事例を詳述したが、このように地方政府や鉱物資源開発会社は補償費の規模を抑制するためにさまざまな工夫をしている。弁護士などからの指摘を受けて農牧民は自分たちの不利益を認識し長期にわたる陳情が繰り広げられたのである。しかし、陳情はそもそも制度上、決定権を握るのは政府や党の幹部であるために、農牧民の陳情が奏功することは稀であり、長期間の紛争が地域社会に沈殿することになる。

(四) 補償方法決定に関わる民主的手続きの欠如

土地収用における補償方法の「民主議定問題」がある。中国ではいわゆる村（本稿では嘎查）レベルにおいては、一定の「民主制」が存在しており、それと牧草地収用に関する問題のことである。「中華人民共和国村民委員会組織法」（一九九八年一月四日に第九回全国人民代表大會常務委員會第五次會議を通過、二〇一〇年一月二八日改正）第二四條の規程では以下のように定めている。

第二四條 村民の利益に関わる以下の事項は村民委員會による討論を経たうえで決定することができる。(1) 本村における誤工（仕事に支障をきたす）補助を享受する人員及び補助基準。(2) 村における集団經濟による所得收益の使用。(3) 本村における公益事業の創設、資金と労働の集め方案及び建設の引き受け方案。(4) 土地請負經營方案。(5) 村における集團經濟プロジェクトの立ち上げ、引き受け方案。(6) 住宅地の使用方案。(7) 土地収用補償金の使用、分配方案。(8) 借り貸し、賃貸あるいはその他の方式で村集團財産を処分する。(9) 村民會議により討論し決定すべきだと考えられた村民の利益に関係するその他の事項。

ところが、B嘎查では土地収用が行われた後も、農牧民たちは補償方法を一切知らず、そのうえ嘎查が補償金の一

〇%を留保しているが、それがいったいどのような用途でどう使われたのか、一切公示されていない。つまり、土地の収用問題は村民委員會による討議が十分になされた形跡がなく、農牧民たちの基本的権利が奪われてしまっている。

(五) 「草原収用面積規程」の無視

土地買い上げの面積に関わる問題がある。「内蒙古自治区草原管理條例」（法律6）第二七條に以下のように規程している。

第二七條 草原において、直接草原の保護や牧業生産サービスをを行うために工事施設²⁰⁾を建設する際、一〇ムー²¹⁾（約六六・七アール）未満の草原を使用する場合であっても、旗や県の人民政府草原行政主管部門の承認を必要とする。一〇ムー以上かつ一〇〇ムー（約六七アール）未満の場合は盟や市の人民政府の草原行政主管部門の承認を必要とする。一〇〇ムー以上の場合に内モンゴル自治区人民政府草原行政主管部門の承認を必要とする。

本稿での分析の基礎となったダモウ旗での草原収用は、合計二六世帯の六一三七ヘクタールに及ぶ草原が収用されている。ところが、草原で生活を営んできた農牧民は「いまだに何一つとして草原行政主管部門の承認文書を見たこ

とがない」と言う。これは明らかに農牧民たちを軽視しているもので、彼らの合法的権利を侵害したものである。

(六) 民事救済措置の軽視

民事救済措置が国家公権力の支持を得られていないという問題がある。一般的に、こうした土地収用に関して問題が発生した場合、行政的手段だけでなく民事的手段によっても問題の解決がはかられる可能性が考えられる。鉱物資源開発企業と政府間における土地収用の決定やその管理、監督などが主に行政的手段で解決が求められる。鉱物資源開発企業と農牧民との関係、政府と農牧民との関係、または農牧民の補償金に関しては民事的手段による解決が求められる。たとえば、農牧民が陳情した場合に、その陳情に至った理由を探り、さらにそれを円滑に解決するための方法を考え出すことが民事救済措置となるが、ただしこれには行政手段の果たす役割が大きい。しかも、行政手段が開発企業側ばかりに立って物事を考え、農牧民の利益を保護しようとする現状では、その救済は難しい。

(七) 「補償金規程」から脱落する「牧畜農家」

現行の土地収用に対する補償基準には農牧民の非経済的損失を含まず、しかも「牧畜農家」という身分の特殊性を正確に考えていない。中国の関係法律規程では、「農民」

といえは原則上「農牧民」のことも含んでいる。だが、「農牧民」は「農民」とは違う。特に、少数民族地域の「農牧民」は中国内陸部の「農民」や「農牧民」と完全に異なる。内陸部の「農民」はなぜ「農民工」として一大集団になり、都市に出稼ぎできたのか。それには文化という大きなメリットがあるからだ。「農民」は多くの場合、漢族のことを言い、漢族の文化の持ち主で、話す言葉も多少方言はあるものの、同じ漢語(いわゆる中国語)である。しかし、内モンゴルの「農牧民」の多くはモンゴル族であり、漢族が集中する都市部に行ったとしても、言葉や文化や習慣などの面だけではなく、考え方や価値観などの面でも都市部の人間とはなじむことができない。それに、また農牧民は小さいころから、草原という「開放」された環境に生活し、牧畜経営という自由なライフスタイルを維持してきたため、漢族とは金の管理の仕方やものの考え方、それに生活習慣などの各方面において違いが存在する。すなわち、「B嘎查」の土地収用の際に、鉱物資源開発企業からの補償をすべて現金で農牧民に与えたこと自体が、農牧民の生活スタイルに適切ではない」と考える。「B嘎查」の農牧民は通常の場合、一生をかけても、このようなまとまった額の補償金を見ることがないため、結局補償金の合理的な(賢明な、堅実な)使い方がわからず、数年後には無計画に全部使い切ってしまった」という例をよく耳にした。確

かに多額の補償金をわずか数年の贅沢な暮らしで使い切った責任は農牧民側にはと言えない。ただし、農牧民たちの伝統的生活と生産の基盤を奪い、数年後には金もなければ、住むところも家畜も草原も仕事もない状況が生まれているのも事実である。

つまり、地方政府と開発業者、また関係法規は収用に関する一時的な補償金の問題だけを考え、長期的な社会保障という観点を全く考慮しなかつたうえに、農牧民たちの生活や文化の特殊性も全く考慮していなかつた。もつとも、農牧民側にも責任がないとは言えないが、政府の対応にも根源的問題があることは間違いないと思われる。

むすび

本稿は中国の内モンゴルの牧畜草原地域を対象に、そこに生きる牧畜農家に対するヒアリング結果の分析を基に、牧畜農家の視点から工業化と土地買上げをめぐる各利益集団の権益闘争の実態とその要因を論じたものである。

内モンゴルは中国の北部における重要な生態安全防壁であるのみならず、鉱物資源が豊富な地域でもある。したがって、内モンゴルにおいては経済発展と環境保護という二つの重いプレッシャーがかかるなか、地方政府は経済発展を優先した鉱物資源の開発に乗り出したのである。ここ

ろが近年、鉱物資源開発に関わるさまざまな社会問題が浮き彫りになり、牧畜農家と地方政府と鉱物資源開発企業の三者の対立が顕在化、長期化している。

本文のなかで分析した通り、鉱物資源開発において、現地農牧民と地方政府の間に矛盾が生じている。それは主に地方政府と鉱物資源開発企業が「癒着」しており、農牧民の利益と願望を無視し、農牧民は利益の分配においてその恩恵を十分に受けることができずにいるからだ。草原は牧畜民の家そのものとも言える存在であり、彼らが生きていく何より重要な基盤である。その基盤を失った農牧民は生活や生産活動を行えなくなり、そうした窮状を地方政府に陳情するほか術がない。しかし、農牧民の願いに対して、地方政府は解決に向けて積極的に対応しておらず、結局陳情活動は長期化し、地方政府との関係も悪化している。

本来、政府は企業を監督、評価するなどの行政機能を有しているはずであるが、現実にはそうした役割を果たしていない。その理由としては、裏でさまざまな利益関係があることが本稿の分析によってわかった。そこで、牧畜農家は行政機能に絶望し、陳情を通して解決を求めるようになった。ところが、上級政府に陳情したとしても、その回答は地方政府に任せるだけで、農牧民の怒りは募るばかりである。本稿の分析によつて、内モンゴルにおける工業化と土地買上げ過程における牧畜農家の実態と各種の紛争

の実態の要因構造が明らかとなった。

近年、工業化と土地買い上げ過程における牧畜農家の実態研究は世界各地で行われているなか、本稿の分析ではそれとの深い関わりや内モンゴルの特殊性の解明は十分に論じることができなかった。これは今後の残された課題の一つにしたい。

〔付記〕 本稿は二〇一六年度中国国家社会科学基金項目西部項目「基於博弈理論視角下的內蒙古草原牧区工鈹開發進程中的利益關係研究」（一六XMZ〇七七、楊常宝）の研究成果の一部である。

注

- 〈1〉 達林太『牧区与市場——牧民經濟学』社会科学文献出版社、二〇一〇年、四三八頁。
- 〈2〉 蘇倫高娃「対內蒙古民族地区鈹物資源開發与生態環境問題的探索」『前沿』第三〇三期、二〇一二年、一〇一頁。
- 〈3〉 姜明「內蒙古鈹物資源開發与構建和諧民族關係」『陰山學刊』第二六卷第五期、二〇一三年、二一頁。
- 〈4〉 これは中国独特の用語で、調和のとれた社会の意味である。
- 〈5〉 「旗」とは内モンゴルにおける行政単位であり、中国の「県」に相当する。

〈6〉 「嘎查」とは内モンゴルにおける行政単位であり、中国の「村」に相当する。

〈7〉 たとえば、程建忠・侯連炳・車麗萍「白雲鄂博鈹床稀土資源の合理開發及綜合利用」（二〇〇七年）、陳戰強「白雲鄂博鈹床稀土資源天開採境界与開採程序研究」（二〇〇六年）、李建「白雲鄂博稀土資源の利用現狀、主要問題及解決对策」（二〇〇八年）などがあげられる。

〈8〉 たとえば、張復明『鈹産開發的資源生態環境補償機制研究』（二〇一〇年）、宋蕾『鈹産資源開發的生態補償研究』（二〇一二年）、任建雄『区域鈹産資源開發利用的路径創新与協調機理』（二〇一〇年）、達林太『牧区与市場——牧民經濟学』（二〇一〇年）などがあげられる。

〈9〉 『達爾罕茂明安連合旗志』編纂委員會編『達爾罕茂明安連合旗志』內蒙古人民出版社、一九九四年、一七一—一七二頁。

〈10〉 二〇一二年九月四日にダモール旗經濟貿易局より収集した一次資料『達爾罕茂明安連合旗鈹産資源簡介』に基づく。

〈11〉 二〇一二年九月三日にダモール旗經濟貿易局より収集した一次資料『達爾罕茂明安連合旗工業經濟發展概況』に基づく。

〈12〉 二〇一二年九月三日にダモール旗C社より収集した一次資料『C社概況』に基づく。

〈13〉 二〇一三年八月二八日にダモール旗A鎮政府より収集した一次資料『A鎮基本概況』に基づく。

〈14〉 二〇一三年八月二八日にダモール旗A鎮政府より収集した二次資料『A鎮基本概況』に基づく。

〈15〉 二〇一三年八月二八日にダモール旗A鎮政府より収集した二次資料『A鎮基本概況』に基づく。

〈16〉 こうした説明に関する文書は現地調査により収集した。

〈17〉 王俊霞・賈志敏「内蒙古草原地区鉱物資源開発与草原生態環境保護協同發展的法律研究」『内蒙古社会科学（漢文版）』第三卷第六期、二〇一二年、一三四頁。

〈18〉 『中華人民共和國鉱産資源法』は一九八六年三月九日に第六期全国人民代表大會常務委員會第一五回會議に通過され、一九九六年八月二九日に修正された。

〈19〉 『内蒙古自治区草原管理条例』が二〇〇四年一月二六日に開かれた内モンゴル自治区第一〇回人民代表大會常務委員會第一二次會議を通過、二〇〇五年一月一日により正式に施行された。

〈20〉 ここでいう直接草原の保護と牧業生産サービスを行うための工事施設とは、以下の四つものを指す。第一に、草と飼料の生産、貯蔵を行う施設、第二に、家畜の囲い屋、種付けする場所、人間と家畜の飲用水施設など、第三に、科学研究、試験、示範基地、第四に、草原の防火と灌漑施設。

〈21〉 ムーは中国の土地面積単位であり、一ムーは一ヘクタールの一五分の一で、約六六・七アールである。

参考文献

〈著書〉

今西錦司『遊牧論』平凡社、一九九五年

梅棹忠夫『モンゴル研究』中央公論社、一九九〇年

宋蕾『鉱産資源開發の生態補償研究』中国经济出版社、二〇

一二年

達林太『牧区与市场——牧民经济学』社会科学文献出版社、二〇一〇年

『達爾罕茂明安連合旗志』編纂委員會編『達爾罕茂明安連合旗志』内蒙古人民出版社、一九九四年

『達爾罕茂明安連合旗志』編纂委員會編『達爾罕茂明安連合旗志（一九九一—二〇〇五年）』内蒙古文化出版社、二〇〇八年

達爾罕茂明安連合旗志統計局編『達爾罕茂明安連合旗統計年鑑（一九九一—二〇〇五年）』（出版社不明）、二〇〇六年

達爾罕茂明安連合旗志統計局編『達爾罕茂明安連合旗統計年鑑（二〇〇五—二〇一〇年）』（出版社不明）、二〇一一年

『白雲鄂博区志』編纂委員會編『白雲鄂博区志』遠方出版社、一九九八年

中華人民共和國國家統計局編『中國統計年鑑（一九八一—二〇一三年）』中國統計出版社、一九八二—二〇一四年

中国科学院可持續發展戰略研究組『二〇〇六年中國可持續發展戰略報告』科学出版社、二〇〇七年

張復明『鉱産開發的資源生態環境補償機制研究』經濟科学出

版社、二〇一〇年

内蒙古自治区統計局編『内蒙古統計年鑑（一九八五—二〇〇一年）』中国統計出版社、一九八六—二〇〇二年

任建雄『区域鈹產資源開發利用的路徑創新與協調機理』浙江大學出版社、二〇一〇年

拉鉄摩爾『中國的亞州內陸邊境』江蘇人民出版社、二〇〇五年

〈論文〉

王俊霞・賈志敏「内蒙古草原地區鈹物資源開發與草原生態環境保護協調發展的法律研究」『内蒙古社會科學（漢文版）』

第三三卷第六期、二〇一二年、一三三—一三七頁

姜宇「内蒙古工業化過程對草原經濟影響研究」内蒙古大學修士學位論文、二〇一二年

姜明「内蒙古鈹物資源開發與構建和諧民族關係」『陰山學刊』

第二六卷第五期、二〇一三年、二一—二四頁

沙日娜「内蒙古牧業旗縣工業化進程與牧業發展關係研究」内蒙古大學修士學位論文、二〇一〇年

朱祥坤・孫劍「内蒙古白雲鄂博鈹床的稀土鈹化時代與期次」『地球學報』第三三卷第六期、二〇一二年、八四五—八五六頁

照日格圖「内蒙古自治區工業反哺草原牧業的主要政策研究」

内蒙古大學修士學位論文、二〇〇九年

蘇倫高娃「對内蒙古民族地區鈹物資源開發與生態環境問題的探索」『前沿』第三〇三期、二〇一二年、一〇一—一〇三頁

茶娜「基於循環經濟思維的牧業旗縣工業化成長模式研究」內

蒙古大學博士學位論文、二〇〇七年

陳戰強「白雲鄂博鈹西鈹露天開採境界與開採程序研究」『鈹業快報』二〇〇六年第八期、二九—三一頁

張秉雲「内蒙古西部生態工鈹型經濟發展的思路與對策」『經濟論壇』第二三期、二〇〇九年、一一—一六頁

程建忠・侯運炳・車麗萍「白雲鄂博鈹床稀土資源的合理開發及綜合利用」『稀土』二〇〇七年第一期、七〇—七四頁

寶音都仍「内蒙古鈹物資源開發與草原生態服務關係實証分析」内蒙古大學博士學位論文、二〇〇九年

李建「白雲鄂博鈹土資源的利用現狀、主要問題及解決對策」『山西師範大學學報（自然科學版）』二〇〇八年第S1期、

七六—七七頁